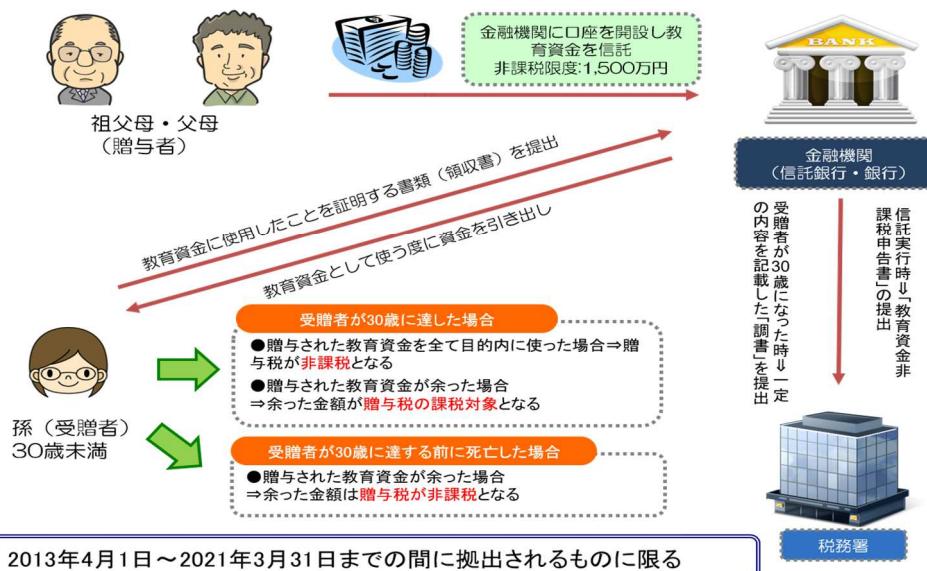


## 教育資金一括贈与の特例



## TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2019/03月号

## 教育資金一括贈与の改正は効果なし…？

### 2年間延長

今月は 2019 年度税制改正大綱の解説第 3 弾です。

相続税対策として非常に流行している教育資金一括贈与の特例が一部変更の上 2021 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されます。

教育資金一括贈与の特例とは、親や祖父母から教育資金の一括贈与を受けた場合に子や孫一人あたり 1500 万円まで贈与税を非課税にするという特例です。教育資金の実費をその都度負担することは扶養義務の範囲内として当然非課税ですが、この特例はそれを事前に一括して贈与できるというのが特徴です。また、親や祖父母が亡くなったときは一括贈与した資金に残額があっても相続税の対象外になるという大盤振る舞いの制度であることから、制度創設以来相続税対策として非常に流行していました。

孫が 4 人いたら 6000 万円もの現預金を一気に非課税にできるのですから当然です。

### 所得制限など入ったが…

さすがに富裕層に優遇し過ぎという指摘があったのか、今回は 2 年延長する代わりにいくつか制限が入っています。①受贈者の所得制限 1000 万円 ②贈与してから 3 年以内に相続が起こった場合には残額を相続税の対象とする、というのが主な改正内容です。しかしながら、この制度は贈与した資金を 30 歳までに使い切らないと課税されるため通常小学生以下くらいの子・孫へ贈与しますから所得制限に引っかかることはまずないでしょうし、3 年以内の加算の話も受贈者が 23 歳未満の場合にはやはり加算されないことになっていますので結局この改正の影響を受けるケースは稀でしょう。このように、近年は相続税所得税の増税と同時に次世代への生前贈与や事業承継については減税・要件緩和を積極的に行っている点に注目すべきです。課税強化を嘆くだけではなく大増税時代を乗り切る術を身に付けることが大切です。

### 今月のコメント

無事 1 年で一番忙しい確定申告時期を乗り越えゆったりとした気持ちで春の季節を感じながらこの原稿を書いております。皆様今回も大変お世話になりました。確定申告時期は当然申告業務が立て込むのですが、この時期は税制改正の時期と重なるため改正絡みの仕事も舞い込んでいます。さらに会社も 12 月決算のところがそれなりにありますし年末年明けは年末調整や法定調書…なぜかこの業界は冬の激しい繁忙期が恒例となっています。でも繁忙期があるということは閑散期もあり、夏は比較的暇で旅行にも行きやすいです。年間波がないよりはこのようにメリハリがあった方が良いとこの頃感じております。

### 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人